

障害者が生産行程に携わった食品についての小分け業者の認証の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○障害者が生産行程に携わった食品についての小分け業者の認証の技術的基準（平成 31 年 3 月 29 日農林水産省告示第 601 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物についての小分け業者の認証の技術的基準</p> <p>1 適用範囲 この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“<u>認証機関</u>”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 11 条第 1 項及び第 31 条第 1 項の規定に基づき行う障害者が生産行程に携わった食品<u>及び観賞用の植物</u>についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準を規定する。</p> <p>2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。<u>この引用規格は、その最新版を適用する。</u> JAS 0010 <u>障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物</u></p> <p>3 用語及び定義 この基準で用いる主な用語及び定義は、JAS 0010 による。</p> <p>4 小分けの実施方法 4.1 小分け責任者の職務 4.4 b)に規定する小分け責任者に対して、次の職務を行わせなければならない。 a) (略) b) <u>内部規程</u>の制定、確認及び改廃についての統括 c)・d) (略) 4.2 内部規程 4.2.1 内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。 a) <u>ノウフク生鮮食品、ノウフク加工食品又はノウフク観賞用の植物</u>の受入れ及び保管に関する事項 b) JAS 0010 の 4.1 b)又は 4.3 b)に規定する生産行程の回答に関する事項 c) 小分け前のノウフク生鮮食品、<u>ノウフク加工食品又はノウフク観賞用の植物</u>の格付の表示の確認に関する事項 d)～i) (略) j) 小分けの実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項 4.2.2・4.2.3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">障害者が生産行程に携わった食品についての小分け業者の認証の技術的基準</p> <p>1 適用範囲 この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 11 条第 1 項及び第 31 条第 1 項の規定に基づき行う障害者が生産行程に携わった食品についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準を規定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 小分けの実施方法 2.1 小分け責任者の職務 2.4 b)に規定する小分け責任者に対して、次の職務を行わせなければならない。 a) (略) b) <u>内部規定</u>の制定、確認及び改廃についての統括 c)・d) (略) 2.2 内部規程 2.2.1 内部規程の整備 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。 a) JAS 0010 の 2.5 に規定する<u>ノウフク生鮮食品</u>（以下“<u>ノウフク生鮮食品</u>”という。）又は JAS 0010 の 2.6 に規定する<u>ノウフク加工食品</u>（以下“<u>ノウフク加工食品</u>”という。）の受入れ及び保管に関する事項 (新設) b) 小分け前のノウフク生鮮食品又はノウフク加工食品の格付の表示の確認に関する事項 c)～d) (略) j) 小分けの実施状況についての認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項 2.2.2・2.2.3 (略)</p>

4.3 記録等の保存

4.3.1 4.2.1 の a)～d)に係る記録及び当該記録の根拠となる書類は、ノウフク生鮮食品又はノウフク観賞用の植物を出荷してから2年間、ノウフク加工食品を出荷してから3年間保存しなければならない。

4.3.2 4.2.1 の e)～h)に係る記録及び当該記録の根拠となる書類は、当該記録の作成の日から2年間保存しなければならない。

4.4 小分けを担当する者の能力及び人数

小分け担当者及び小分け責任者については、次の事項を満たさなければならない。

- a) **小分け担当者** 小分け担当者として、障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の小分けに関する知識をもつ者が1人以上置かれていなければならない。
- b) **小分け責任者** 小分け責任者として、小分け担当者の中から、認証機関が指定する講習会（以下“講習会”という。）において障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の小分けに関する課程を修了している者が1人選任されていなければならない。

5 格付の表示を付する組織及び実施方法

5.1～5.3 (略)

5.4 表示

JAS 0010 の箇条 5の基準に従って表示が適切に行われることが確実と認められなければならない。

5.5 格付の表示を担当する者の能力及び人数

格付の表示を担当する者として、障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の小分け及び格付の表示の実施方法に関する知識を有する者であって、講習会において障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の格付の表示に関する課程を修了したものが1人以上置かれていなければならない。

2.3 記録等の管理

小分けに係る記録及び当該記録の根拠となる書類は、ノウフク生鮮食品を出荷してから少なくとも1年間、ノウフク加工食品を出荷してから少なくとも3年間保存しなければならない。

(新設)

2.4 小分けを担当する者の能力及び人数

小分け担当者及び小分け責任者については、次の事項を満たさなければならない。

- a) **小分け担当者** 小分け担当者として、ノウフク生鮮食品又はノウフク加工食品の小分けに関する知識をもつ者が1人以上置かれていなければならない。
- b) **小分け責任者** 小分け責任者として、小分け担当者の中から1人選任されていなければならない。

3 格付の表示の付する組織及び実施方法

3.1～3.3 (略)

3.4 表示

JAS 0010 の箇条 4の基準に従って表示が適切に行われることが確実と認められなければならない。

3.5 格付の表示を担当する者の能力及び人数

格付の表示を担当する者として、ノウフク生鮮食品又はノウフク加工食品の小分け及び格付の表示の実施方法に関する知識を有する者が1人以上置かれていなければならない。